

令和7年8月21日付公告した、茨城県鹿島臨海都市計画下水道指定管理者の指定申請に係り、令和7年9月10日までに受け付けた、質問に対する回答は、下記のとおりです。
ただし、当該回答は、運用時、協定締結時等において変更する場合があります。

- なお、以下の表では、次のとおり文言を略記いたします。
- ①鹿島臨海都市計画下水道指定管理者募集要項を「募集要項」と略記
 - ②鹿島臨海都市計画下水道管理運営支出実績（見込）額を「管理運営支出実績(見込)額」と略記。
 - ③鹿島臨海都市計画下水道指定管理料の変動に関する運用を「変動に関する運用」と略記。
 - ④鹿島臨海都市計画下水道指定管理業務基本仕様書を「基本仕様書」と略記
 - ⑤鹿島臨海都市計画下水道指定管理業務標準仕様書を「標準仕様書」と略記
 - ⑥鹿島臨海都市計画下水道施設 収支計画書（総括表）を「収支計画書（総括表）」と略記。
 - ⑦鹿島臨海都市計画下水道施設の管理に関する基本協定書（案）を「基本協定書」と略記。

No.	質問事項	回答	備考
1	収支計画書を作成するにあたり、指定管理者募集要項「7 指定管理業務に係る経費」の「(2)指定管理料の確定」では、別紙5「管理運営支出実績(見込)額」を参考に収支計画を作成と記載されています。 別紙5「管理運営支出実績(見込)額」の過年度の支出実績では、全業務原価の合計額を算定基礎として、諸経費が計上されておりますが、諸経費算定の対象費目は、現状と同様との理解でよろしいでしょうか。 または、別紙6－2「変動に関する運用（その2）」の「3 諸経費の精算」に記載された業務原価合計（人件費、消耗品費、材料費、修繕費、通信運搬費、その他、委託費、間接業務費）を諸経費の算出項目とするとの理解でよろしいでしょうか。	別紙6－2「変動に関する運用（その2）」の「3 諸経費の精算」に記載されている費目を諸経費算定の対象としてください。	別紙5「管理運営支出実績(見込)額」 別紙6－2「変動に関する運用（その2）」 「3 諸経費の精算」
2	別紙6－2「変動に関する運用（その2）」 1 変更対象費用(1)エの委託費について、焼却灰収集運搬、処分のみと記載されていますが、その他産業廃棄物の運搬処分に係る経費は含まれないという理解でよろしいでしょうか。	1 変更対象費用(1)エの委託費については、焼却灰以外の産業廃棄物運搬処分に係るものを含みます。「変動に関する運用（その2）」について、当該箇所の記載を修正し、後日掲載します。	別紙6－2「変動に関する運用（その2）」 「1 変更対象費用（1)エ 委託費」
3	「募集要項」 8 財産の管理(1)で、指定管理料の範囲内において本業務に必要な備品を購入し、又は調達することができる。とありますが、備品の対象となる金額、定義等をご教示ください。	原則、単位数量あたりの取得価額が10万円未満で、通常の実務において1年以上の期間反復して使用される物品を備品と定義します。なお、薬品、燃料等、反復して使用できない物品、修繕作業に要する材料、部品等、特定目的に供される物品については、各費目の規定に則って調達することができます。	「募集要項」 8 財産の管理(1)
4	「資料3 収支計画書(総括表)」 注※3において、諸経費に含まれる費用として「本社人員などの人件費」、「業務管理費」「一般管理費」などと記載されています。当社では、料金徴収に付随する業務を施設外で実施しておりますが、当該業務に係る人件費を別途、人件費として計上してもよろしいでしょうか。	人件費には、同資料 注※1に記載のとおり主に処理場で勤務する人員について計上してください。そのため、料金徴収付随事務に係る経費については、諸経費での計上を原則としますが、事務費相当額として、直接経費「その他」等に計上することも可とします。 注※3の「那珂久慈浄化センター」の記載は誤りであるため、「深芝処理場」に読み替えてください。	「資料3 収支計画書(総括表)」
5	「指定管理者制度におけるスライド制度運用の手引き」 2 概要(1)において、人件費を主な内容とする業務委託費等及び光熱水費について増減を行う。と記載されていますが、人件費を主な内容とする業務委託費のみを対象とするのではなく、全業務委託費が対象と考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。	「指定管理者制度におけるスライド制度運用の手引き」2 概要(1)
6	「標準仕様書」 11. 降雨時の対応(2)について、「17 水質試験等実施に関する基準」に基づき必要な対応を執ることと記載がありますが、当該項目が記載されていません。「21 水質等測定、検査」の項目がこれに該当するという理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。	「標準仕様書」 11. 降雨時の対応(2)